

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第五号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第六項中「第十三号」の下に「並びに第三項第五号及び第六号」を加え、同条第十項及び第十一項を次のように改める。

10 第三項第七号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、当該休暇の期間の初日から九十三日を経過する日（以下この項において「九十三日経過日」という。）を超えて引き続き在職することが見込まれる場合に取得することができる（九十三日経過日から六月を経過するまでの間に、任期が満了し、かつ、引き続き採用されないことが明らかである場合を除く。）。

11 第三項第八号の休暇は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤の学校職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤の学校職員で一の年度の所定勤務日数が百二十一日以上であるものであって、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものに限り、取得することができる。

第二十二条中第十二項を削り、第十三項を第十二項とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。